

議案第21号

鹿屋市子ども医療費助成に関する条例の一部改正について
鹿屋市子ども医療費助成に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月21日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

鹿屋市子ども医療費助成に関する条例（平成18年鹿屋市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「住所を有するもの」の次に「（当該子どもが修学その他理由により他の市区町村に住所を有する場合で、当該子どもを現に監護している者が本市に住所を有するときは、当該子どもが当該他の市区町村において医療費の助成を受けることができない場合に限り、当該子どもは本市に住所を有するものとみなす。）」を加える。

第3条第3項第3号中「附加給付」を「付加給付」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿屋市子ども医療費助成に関する条例の規定は、令和6年4月1日以後の診療に係る医療費分から適用する。

（提案理由）

修学等により親元を離れる児童で、他市町村で子ども医療費助成を受けることのできない児童を本市の子ども医療費助成の対象とするため、所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。